

土木工事における週休2日試行工事の実施要領

1. 目的

建設業界は、若手技術者の確保・育成を中心とした、将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。

そのため、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休2日普及に向けて、効果や課題を把握するための取組として、週休2日試行工事を実施する。

2-1. 対象工事

沖縄県土木建築部が所管する土木工事標準積算基準を適用した土木工事は、議会の議決に付すべき工事を除き、原則すべて対象とする。

なお、週休2日試行工事として発注していない工事についても、受注者が希望し、工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整った場合は、本要領の対象とすることができる。

2-2. 発注方式

上記「2-1. 対象工事」については、全て発注者指定方式により発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は、受注者希望方式で発注することができる。

(1) 発注者指定方式

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式

(2) 受注者希望方式

受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

3. 用語の定義

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう（土日だけでなく可）。

なお、やむを得ず計画した休日に作業が生じる場合は、振り替えの休日を取得するものとする。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所

における事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 4週8休

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

4. 積算方法

(1) 補正係数

週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

(ア) 4週8休以上

現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合

- ・労務費 1.05
- ・機械経費（賃料） 1.04
- ・共通仮設費率 1.04
- ・現場管理費率 1.06

(イ) 4週7休以上、4週8休未満

現場閉所率が25.0%（7日／28日）以上28.5%未満の場合

- ・労務費 1.03
- ・機械経費（賃料） 1.03
- ・共通仮設費率 1.03
- ・現場管理費率 1.04

(ウ) 4週6休以上、4週7休未満

現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上25.0%未満の場合

- ・労務費 1.01
- ・機械経費（賃料） 1.01
- ・共通仮設費率 1.02
- ・現場管理費率 1.03

(2) 補正方法

① 発注者指定方式

特記仕様書、入札説明書等において、週休2日に取り組む旨を明記するとともに、4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで（市場単価方式における週休2日の補正については、「市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数」の補正係数を各経費に乗じる。）予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、補正分を減額変更する。

② 受注者希望方式

特記仕様書、入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日の取組について協議することを明記するとともに、4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、その達成状況に応じて補正分を減額変更するものとする。

5. 確認方法

毎月の履行報告時に、休日取得状況報告書（参考様式添付）により確認する。また、施工プロセスチェック時には、日報等により休日の確保を行った記録を確認する。

6. 対象工事である旨等の明示

- ① 当初発注時点において、現場閉所による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。
- ② 工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。
- ③ やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

7. 工事成績評定

以下により、工事成績評定で評価する。

発注者指定型の場合で、4週8休以上を確保できなかった場合は、下記（ウ）により減点を行う。なお、受注者希望型は、実施できなかった場合の減点は行わない。

（ア）他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を実施した場合

評価対象：他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を実施した場合に評価する。

なお、下記①については、週休2日の確保自体を評価するのではなく、他の模範となるような、週休2日確保に向けた受注企業の取組（社員教育や情報共有方法等）を実施した場合に評価。

評価方法：創意工夫に係る評価は、下記2項目（①、②）で最大2点とし、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて、1点、2点で評価する。

①現場監督員

- 5. 創意工夫
- I. 創意工夫 - その他（理由：週休2日（4週8休以上）の確保に向けた

企業の取組が図られている。

②現場監督員

- 5. 創意工夫
- I. 創意工夫 - その他（理由：若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。）

(イ) 現場閉所による4週8休以上を確保した場合

評価対象：現場閉所による4週8休以上を確保した場合に評価する。

評価方法：主任監督員の評価は、下記2項目を評価し、「II. 工程管理」は原則 a 評価とする。ただし、他の事項で著しく低く評価する内容が確認される場合は a 評価としないことができる。

①現場監督員

- 2. 施工状況
- II. 工程管理
- 休日の確保を行っている。 - その他（週休2日の確保）

②主任監督員

- 2. 施工状況
- II. 工程管理
- 工程管理に係る積極的な取組が見られた。その他（週休2日の確保）

(ウ) 発注者指定型の場合で、4週8休以上を確保できなかった場合

評価対象：提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、正当な理由も無く、受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。

発注者の責において週休2日を確保できない場合は減点を行わない。

減点事例：「受注者において意図的に週休2日を実施しない場合のみ減点。」

評価方法：主任監督員の評価の法令遵守で下記のとおり減点を行う。

○主任監督員－8. 法令遵守－その他「措置点数：－1」

8. その他：【記載例】受注者において意図的に週休2日を実施しなかった。

8. 週休2日実施証明書

週休2日試行工事として、監督員の確認を得られた工事（発注者指定型の場合は4週8休以上の確認、受注者希望型の場合は4週6休以上の確認）については、週休2日実施証明書を発行する（様式1）。また、総合評価落札方式において、週休2日試行工事の実績を評価の対象とするものとする。

9. 入札公告記載例

1 工事概要 - (13)その他 - 週休2日試行工事

本工事は、週休2日の取り組みを推進するための試行工事である。詳細は、特記仕様書参照のこと。

10. 特記仕様書記載例

第〇条

本工事は、週休2日の取り組みを推進するための試行工事である。

週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう（土日でなくても可）。やむを得ず計画した休日に作業が生じる場合は、振り替えの休日を取得するものとする。

工事着手前に週休2日の取得計画が確認できる「取得計画表」を作成し、監督員の確認を得たうえで、施工計画書に添付するものとする。

毎月の履行報告書と併せて休日取得状況報告書を提出すること。

週休2日の取組状況により、工事成績評定における創意工夫及び工程管理の項目で評価する。発注者指定型方式の場合、実施できなかった場合に減点を行う。

「週休2日補正係数」については、4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成している。なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、その達成状況に応じて「土木工事における週休2日試行工事の実施要領」により補正分を減額変更するものとする。

11. 留意事項

週休2日の取り組みにあたっては、工期設定が重要なことから、平成29年10月27日付土技第795号「土木工事における適切な工期設定の考え方について」により適切に工期設定を行うこととする。

附則

1. 本要領は令和5年4月1日以降予算の執行伺いを決裁する工事から適用する。
2. 土木工事における週休2日試行工事の実施要領の改定について（令和3年6月29日付土技第457号。以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、令和5年3月31日までに予算の執行伺いを決裁する工事については、旧通知による。

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

引用：市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）【国技建管第9号令和3年2月19日】

週休2日試行工事に関するQ&A【改定 20230401】

※Q1～Q8は変更ありません。

Q1：休日とは、現場での作業を休止することでしょうか。

A1：休日とは、「現場閉所」であり、建設現場及び現場事務所における一切の作業を行わないことを指します。ただし、以下の作業は除きます。

- ・コンクリート養生、レイタンス除去作業等、品質確保上最低限の作業
- ・立入禁止柵の設置、飛散対策等の第三者災害の防止作業や安全パトロール
- ・交通誘導警備
- ・その他、監督員が必要と認めた作業

Q2：休暇率の算定における、祝日・夏季休暇・年末年始の取扱を教えてください。

A2：休暇率を算定する際の所定休日数は、祝日・夏季休暇・年末年始に関係なく、1週間あたり2日の休日数を計上して下さい。

祝日・夏季休暇・年末年始に休日を取得した場合、休暇取得日数の実績として計上することも可能です。

なお、祝日・夏季休暇（3日）・年末年始（6日）は、工期設定時の不稼働日として考慮されており、企業及び労働者の労働環境改善のため、やむを得ない場合を除き、その期間に振り替え休日を設定しないよう努めて下さい。

Q3：「やむを得ず計画した休日に作業が生じる場合」とはどのような場合ですか。

A3：次のような場合が考えられます。

- ・近接工事との工程調整
- ・道路使用許可条件や地元要望のため
- ・その他、監督員が必要と認めた場合

Q4：計画した休日に自然災害等で予定外の作業が発生した場合は、振り替え休日を取得する必要があるのでしょうか。

A4：振り替え休日の取得は不要です。休日取得状況報告書にその旨分かるように記載して下さい。

Q5：「振替の休日を取得」する場合の考え方を教えてください。

A5：工期末等に休日が偏ることは好ましくありません。概ね月単位で週休2日相当の休日が確保できるよう、計画して下さい。

Q 6 : 週休 2 日の実施により工事が遅れた場合はどうなるのでしょうか。

A 6 : 週休 2 日の実施を理由とした工期延期は認められません。発注者は、週休 2 日を考慮した適切な工期設定を行うことが重要であり、受注者は、十分な検討を行ったうえで、休日取得計画を作成する必要があります。

Q 7 : 作業予定日が雨天や台風等で中止となった場合、休日とみなされますか。(前日に施工可能と判断し、朝 8 時に作業員等が現場に集合したが天気予報が外れ、現場での施工を断念し、現場代理人を始め、作業員等を解散した場合は、現場閉所として扱われますか?)

A 7 : 現場閉所とした場合は、休日扱いとします。

Q 8 : 精算変更で間接費を補正する場合、どの時点で週休 2 日実施の可否を判断すればよいのでしょうか。

A 8 : 精算変更の協議時点までの実績で実施できているか確認して下さい。

【以降新たに追記_令和5年4月1日以降】 予定

Q9 : 計画当初、4週8休を行っていたが、工事終盤に降雨、強風により作業不可能日が続いた場合、4週8休を達成できなかった工期終盤の期間を、4週8休の対象外としてほしい。

A9 : 工期の設定にあたっては、施工に必要な実日数や休日、降雨日等を考慮しており、4週8休の対象外とすることはできません。

『土木工事における週休2日試行工事の実施要領』第3. 試行方法_2) 対象期間「～ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間～」以外は、4週8休の対象外とすることはできません。

なお、受注者の責めに帰することができない事由が発生した場合は、受発注者で工期変更を検討し、必要工期を確保の上、4週8休を確保するのが適切です。

Q10 : 設計照査における設計図書の不備・修正等、受注者の責に寄らない遅延があったが、受注者の努力で工程見直しを行い、4週8休を達成できる計画で工期内完了を予定した。しかし、工期末になって、工程が厳しくなり、最終的に4週8休を達成できなかった。4週8休を達成できなかった工期末の期間を、4週8休の対象外としてほしい。

A10 : 4週8休の対象外とすることはできません。

『土木工事における週休2日試行工事の実施要領』第3. 試行方法_2) 対象期間「～ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間～」以外は、4週8休の対象外とすることはできません。

受注者の責に寄らない遅延があった時点【「設計照査における設計図書の不備・修正等、受注者の責に寄らない遅延があった」時点】で、工期延長など受注者から発注者へ請求し4週8休を確保するのが適切です。

【参考】

『契約請負契約約款第18条(条件変更等)』において、「受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。」とあります。

『契約請負契約約款第24条(工期の変更方法)』では、「工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。」とあります。

Q11：『土木工事における週休2日試行工事の実施要領』第3. 試行方法_2) 対象期間「～発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間～」とは具体的にどのような期間か。

A11： 設計図書（当初、変更）に対象外とする作業と期間を明示されたもので、現場内で災害の発生が予想される場合の予防作業（立入禁止柵の設置、飛散防止対策等の第三者被害の防止作業など）、現場内における災害発生時の対応作業（交通開放のための土砂撤去等の復旧作業など）、受発注者協議でやむなく作業を行う期間（週休2日を確保できない期間等）など。

Q12：計画当初、4週8休を行っていたが、工事数量に変更が生じたことに加え、発注者から工期内の完了を指示された場合、どうなるのか。

A12： 『工期に関する基準（令和2年7月20日中央建設業審議会決定）－工期変更』において、「設計変更、工程遅延等が発生し、当初契約時の工期では施工できない場合には、工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議して合意したうえで、施工を進める必要がある。」とあり、受注者の意見を適切に踏まえ、4週8休を確保できるよう工期の変更を行うこととなっております。（改正労働基準法（H31.4.1施行）の遵守）

受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して、現場閉所による週休2日の対象外とすることができます。

【参考1】

働き方改革関連法による改正労働基準法（H31.4.1施行）に基づき

法定労働時間：1日8時間、週40時間

時間外労働の原則：月45時間、年360時間

建設業においては、これまでの背景から猶予期間が設けられており、その猶予期限が、令和5年度末となっております。

令和6年度からは、确实遵守が義務付けられ、違反した場合、罰則規定も設けられています。

【参考2】

受発注者間の協議で、契約条件の変更等において工期の延長が必要だが、発注者において、特別な理由により工期内で工事を完了する必要がある場合、『工事一時中止に係るガイドライン』、『契約請負契約約款第23条（発注者の請求による工期の短縮等）』にもとづき、工期短縮に伴う増加費用について、受注者が作成する工期短縮計画書（工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、必要性や数量等の根拠を明確にした増加費用を記載したもので、発注者の承認を得た計画書）に基づき設計変更を行うこととなっております。

ただし、この場合でも、改正労働基準法（H31.4.1施行）を遵守できるよう（重機・人員の増等）、受発注者で協議が必要です。

Q13 : 発注者指定方式において工事成績評定を減点する場合の事例。

A13 : 提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合で、具体的に「受注者において意図的に週休2日を実施しない場合」のみ減点となります。

【参考】具体的な減点事由

具体的な方法として、工事着手前の「取得計画書」の提出段階で

- ① 正当な理由も無く、週休2日に取り組まない等の書面（協議簿）により意見がある場合
- ② 「取得計画書」に週休2日を確保しない計画を記載している場合
工事完成時の工程管理等において
- ③ 実際の施工において、正当な理由も無く、週休2日に取り組まない場合
上記①～③全てに該当した場合を想定しています。

(様式1)

【成績評定通知日と同日付で交付】

〇〇第〇〇号

令和〇年〇〇月〇〇日

株式会社〇〇

〇〇 〇〇 殿

沖縄県知事

〇〇 〇〇

印

週休2日実施証明書

下記工事について、週休2日の実施を証明する。

工 事 名：令和〇年度〇〇〇〇工事

工 期：令和〇年〇〇月〇〇日～令和〇年〇〇月〇〇日

完成年月日：令和〇年〇〇月〇〇日

週休2日実施内容（実施した内容に■を附している）

- 4週8休かつ現場一斉閉所日を達成した。
- 4週8休を達成した。
- 4週7休を達成した。
- 4週6休を達成した。

週休 2 日試行工事におけるアンケート調査

工事名： _____
受注者名： _____
記入者名： _____
記入日： _____
発注事務所名： _____

該当する項目を「■」として下さい。

Q 1 : 週休 2 日工事を実施しましたか。

- 実施した →Q 2 へ
 実施しなかった →Q 3 へ

Q 2 : 週休 2 日は達成できましたか。

- 達成できた →Q 4 へ
 達成できなかった →Q 4 へ

Q 3 : 週休 2 日試行工事を実施しなかった理由を教えてください。

- 契約した工期では実施できないため
 その他 (その他の場合は具体的な理由を記載して下さい)

Q 4 : 建設現場に週休 2 日制は必要ですか。

経営者の方、本工事に従事した自社又は下請の技能労働者から聞き取りの上、ご記入下さい。

①経営者

- 必要 不要 分からない
 その他 (その他の場合は具体的な理由を記載して下さい)

②現場代理人、主任技術者

- 必要 不要 分からない
 その他 (その他の場合は具体的な理由を記載して下さい)

③技能労働者

- 必要 不要 分からない
 その他 (その他の場合は具体的な理由を記載して下さい)

Q 5 : 今後も週休 2 日制工事があれば従事したいですか。

経営者の方、本工事に従事した自社又は下請の技能労働者から聞き取りの上、ご記入下さい。

①経営者

- 従事したい
- 収入が変わらなければ従事したい
- 従事したくない
- その他 (その他の場合は具体的な理由を記載して下さい)

②現場代理人、主任技術者

- 従事したい
- 収入が変わらなければ従事したい
- 従事したくない
- その他 (その他の場合は具体的な理由を記載して下さい)

③技能労働者

- 従事したい
- 収入が変わらなければ従事したい
- 従事したくない
- その他 (その他の場合は具体的な理由を記載して下さい)

Q 6 : 建設現場の週休 2 日制の取り組みについてどう思いますか。

経営者の方、本工事に従事した自社又は下請の技能労働者から聞き取りの上、ご記入下さい。

①経営者

以下の欄に自由にご記入下さい。

②現場代理人、主任技術者

以下の欄に自由にご記入下さい。

--

③技能労働者

以下の欄に自由にご記入下さい。

--

※アンケートは以上です。ありがとうございました。

※監督職員へ提出をお願いします。